

町営農園「赤岩ふれあい農園」利用者募集

～野菜づくりの楽しさを味わってみませんか～

問合せ：環境経済課 農政担当 ☎991-1853

5月から「赤岩ふれあい農園」を開園します。土にふれ、人とふれあいながら、自分の手で好みの野菜を育ててみませんか！5月から利用希望する方は、4月1日(日)から16日(月)までが受付期間です(4月1日は閉庁日です)。詳細は下記をご確認ください。

農園の概要

- 名称・所在地/「赤岩ふれあい農園」・上赤岩959番地【赤岩農村センター隣(北側)】
 ※カーナビをお使いの場合、上赤岩958(赤岩農村センター)で検索してください。
 ※水道、駐車場、トイレなし【赤岩農村センターの水道(手洗い用)、駐車場を利用することができます。】
- 区画数/20区画【1区画 20㎡(4m×5m)】 ※耕作に必要なもの(水、農機具等)は各自でご用意ください。
- 利用期間/5月1日(火)～平成31年3月31日(日)
 ※年度途中からの申し込みでも3月31日までの利用となります。
 ※申請により、1年ごとに更新することができます。ただし、連続して5年を超えることはできません。
- 対象/町内、町外在住者
- 使用料/年額6,000円(利用が1年に満たない場合は、月割り)



※赤岩ふれあい農園の様子は、4月からご覧いただけますので、来て！見て！確認してください。

申請方法

利用申請は、毎月1～15日の間に町営農園利用許可申請書を提出してください。最終日が閉庁日と重なる場合、翌開庁日が提出期限となります。(農園の利用開始は、利用申請の翌月からです。)

※許可申請書は環境経済課の窓口、町ホームページからダウンロードできますので利用を希望する本人が必要事項を記入の上、窓口に参加するか郵送にて期限に必着するよう提出してください。

※原則、1世帯で1区画の申請となります。

※利用区画の指定はできません。

※申請が募集区画数を越えた場合は、町が抽選を行います。

※利用状況(空き区画など)は、町ホームページでご確認いただくか、担当までお問い合わせください。

ご注意ください

次の場合などは、農園の利用の許可を取り消します。

- ・不正な手段によって利用の許可を受けたとき。
 - ・営利を目的として農作物を栽培したとき。
 - ・他人に迷惑を及ぼす行為及び管理上支障となる行為をしたとき。
- ※上記以外であっても、条例又は規則等に違反したときも、利用の許可を取り消します。

松伏町推奨特産品フェアを開催します

問合せ：松伏町商工会 ☎992-1771

第7期松伏町推奨特産品の認定一周年を記念して開催します。松伏町商工会特産品推進委員会がお奨める逸品が勢ぞろい！会場で特産品をお買い上げの方又は特産品フェアのチラシをお持ちの方、先着200名(お一人様一つ限り)に粗品をプレゼントします。

また、松伏高校出身のサクソ&フルートのデュオユニット「松ヶ下 要 × 世古 美月」のライブを予定しています。ぜひ、ご来場ください。

■日時/4月29日(日)午前9時～正午(ライブは午前10時～)

■場所/いなげや松伏店駐車場「平成の楽市楽座」会場特設テント

※雨天の場合は「楽市楽座」(フリーマーケット)は中止となりますが、特産品の販売は行います。また、ライブは荒天の場合、中止となります。

